

**令和6年第1回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

資料一覧表

(令和6年3月6日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	5	泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更に係る協議について	5
議案	6	泉南市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	7	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	8	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案	9	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	15
議案	10	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案	11	泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	12	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案	13	泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	14	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	15	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	35

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	16	泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	51
議 案	17	泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53
議 案	18	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	55

議案第5号補助資料 泉南市の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 泉南市は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第21号）の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務及び泉南市の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) エコファーマーの認定</u></p> <p><u>(13) 都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に関する事務のうち別に定めるもの、管理協定に関する事務並びに緑地保全・緑化推進法人に関する事務</u></p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 泉南市は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第21号）の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務及び泉南市の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に関する事務のうち別に定めるもの、管理協定に関する事務並びに緑地保全・緑化推進法人に関する事務</u></p>

議案第6号補助資料 泉南市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、<u>番号法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>番号法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる<u>実施機関</u>が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる<u>実施機関</u>は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該<u>実施機関</u>が保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>番号法</u>別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、<u>法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 <u>法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる<u>機関</u>が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる<u>機関</u>が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる<u>機関</u>は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該<u>機関</u>が保有するものを利用することができる。ただし、<u>法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、<u>法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

議案第7号補助資料 職員の分限に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(降給の事由)</u> <u>第1条の3 法第28条第1項各号のいずれかに該当するときは、職員をその意に反して降給することができる。</u></p>	<p><u>(降給の事由)</u> <u>第1条の3 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の等級より同一の給料表の下位の職務の等級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合は、これを降給するものとする。</u></p>
<p>(1) <u>人事評価又は勤務の状況を示す事実</u>に照らして、<u>勤務実績がよくない場合</u> (2) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u> (3) <u>前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</u> (4) <u>職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</u></p>	<p>(1) <u>人事評価又は勤務の状況を示す事実</u>に照らして、<u>勤務実績がよくない場合</u> (2) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u> (3) <u>前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</u> (4) <u>職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</u></p>
<p><u>(降任、免職、降給及び休職の手続)</u> <u>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号に該当するものとして職員を休職する場合においては、予め任命権者の指定したる医師の診断を行わせなければならない。</u></p>	<p><u>(降任及び免職の手続)</u> <u>第2条 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員が現に任命されている職制上の職の職務を遂行することが困難であると認められるときとする。</u></p>
<p><u>2 職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）</u>、<u>免職、降給及び休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u></p>	<p><u>2 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、あらかじめ指定する医師2名によって長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によって治ゆし難い心身の故障があると診断されその疾患又は故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときとする。</u></p>
<p><u>3 法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職制上の職に必要な適格性を欠くと認められるときとする。</u></p>	<p><u>3 法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職制上の職に必要な適格性を欠くと認められるときとする。</u></p>
<p><u>4 前3項に規定する場合において、当該職員が現に任命されている職制上の職だけでなく、公務員として通常要求される勤務実績又は適格性を欠くときは、免職するものとする。</u></p>	<p><u>4 前3項に規定する場合において、当該職員が現に任命されている職制上の職だけでなく、公務員として通常要求される勤務実績又は適格性を欠くときは、免職するものとする。</u></p>
<p><u>5 法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして、職員を降任し、又は免職</u></p>	<p><u>5 法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして、職員を降任し、又は免職</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>することができる場合において、職員のうちいずれを降任し、又は免職するかについての決定は、勤務成績、勤続年数その他の事実に基づき、公正に判断して任命権者が定めなければならない。</u></p> <p><u>(休職の手続)</u></p> <p><u>第2条の2 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。</u></p> <p><u>(降給の手続)</u></p> <p><u>第2条の3 第1条の3第1号の規定に該当するものとして職員を降給する場合は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の必要な措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、降任するに至らないが、当該職員がその職務の等級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるときとする。</u></p> <p><u>2 第1条の3第2号の規定に該当するものとして職員を降給する場合には、第2条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1条の3第3号の規定に該当するものとして職員を降給する場合は、職員がその職務の等級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められるときとする。</u></p> <p><u>4 第1条の3第4号の規定に該当するものとして職員を降給する場合には、第2条第5項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(辞令書の交付)</u></p> <p><u>第2条の4 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の処分は、辞令書を当該職員に交付して行わなければならない。</u></p> <p><u>(降給の効果)</u></p> <p><u>第5条 第1条の3各号の規定に該当するものとして職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(失職の例外)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(この条例の実施に必要な事項)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>第2条第2項</u>の規定は、給与条例附則第17項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>(失職の例外)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(この条例の実施に必要な事項)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>第2条の4</u>の規定は、給与条例附則第17項の規定による措置を行う場合には、適用しない。この場合において、当該措置の適用を受ける職員には、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>

議案第8号補助資料 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(略)		(略)	
行政不服審査会委員	日額 7,500円	行政不服審査会委員	日額 7,500円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,500円	行政不服審査審理員	時間額 11,000円
(略)		情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,500円
		(略)	

議案第9号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例等新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(この条例の施行に関し必要な事項) 第31条 (略)</p>	<p>(指導主事等の給与の特例) 第31条 人事交流等により大阪府教育委員会等の職員若しくは大阪府立学校又は大阪府市町村立学校の教職員から引き続き泉南市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給料について必要がある場合には、第3条及び第4条の規定にかかわらず、泉南市教育委員会に採用される前に受けていた当該職員の給与の均衡を失しないよう別に決定することができる。 (この条例の施行に関し必要な事項) 第32条 (略)</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年泉南市条例第4号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則（令和3年3月26日条例第4号） 1～3 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、切替日から、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 5～8 (略)</p>	<p>附 則（令和3年3月26日条例第4号） 1～3 (略) (給料の切替えに伴う経過措置) 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、切替日から令和6年3月31日までの間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 5～8 (略)</p>

議案第10号補助資料 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前				改正後			
(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。				(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。			
	手数料を徴収する事項		単位及び金額		手数料を徴収する事項		単位及び金額
(略)				(略)			
46	介護保険法 (平成9年 法律第123 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)に 基づく事務	(略)	(略)	46	介護保険法 (平成9年 法律第123 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)に 基づく事務	(略)	(略)
47	宅地造成等 規制法(昭 和36年法律 第191号。 以下この項 において 「法」とい う。)に基 づく事務	(1) 法第8条第1項の規定に基 づく許可の申請又は法第11条に 規定する協議の申出に対する審 査	切土又は盛土をする土 地の面積が500平方メー トル以下のときは 13,000円、500平方メー トルを超え1,000平方メ ートル以下のときは 23,000円、1,000平方メ ートルを超え2,000平方 メートル以下のときは 33,000円、2,000平方メ ートルを超え5,000平方 メートル以下のときは 51,000円、5,000平方メ ートルを超え10,000平	47	都市計画法 (昭和43年 法律第100 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)に 基づく事務	(略)	(略)
				48	その他の証明又は証明書の交付		1件につき400円

改正前		改正後	
		<p>方メートル以下のときは73,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のときは120,000円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のときは180,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のときは270,000円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のときは360,000円、100,000平方メートルを超えるときは460,000円</p>	
	<p>(2) 法第12条第1項の規定に基づく工事の変更許可の申請又は同条第3項において準用する第11条の規定に基づく変更協議の申出に対する審査</p>	<p>次に掲げる額を合算した額（ただし、その額が460,000円を超えるときは、その手数料額は460,000円とする。）</p> <p>ア 切土又は盛土をする土地（以下この項において「切土等の土地」という。）に係る宅地造成に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）につ</p>	

改正前		改正後	
		<p>いては、切土等の土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切土等の土地の面積、土地の面積が減少する場合にあつては当該減少後の土地の面積）に応じ、（1）に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たに切土等の土地を編入する宅地造成に関する工事の計画の変更については、新たに編入する切土等の土地の面積に応じ、（1）に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、12,000円</p>	
	<p>(3) 宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定に基づく書面の交付</p>	<p>ア 法第2条第2号の規定に基づく宅地造成に関する工事でないことを証する書面の交付4,800円</p> <p>イ 法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に基づく許可を</p>	

改正前				改正後			
			受けたことを証する 書面の交付 980円				
48	都市計画法 (昭和43年 法律第100 号。以下こ の項におい て「法」と いう。)に 基づく事務	(略)	(略)				
49	その他の証明又は証明書の交付		1件につき400円				

議案第11号補助資料 泉南市立文化ホール条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表（第15条関係） 基本料金 （略） 備考 1～4 （略） 5 利用者が営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金の額は、利用許可を受けた利用区分の基本利用料金の額に当該基本利用料金の額の10割に相当する額を加算した額とする。</p> <p><u>6</u> （略） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略）</p>	<p>別表（第15条関係） 基本料金 （略） 備考 1～4 （略） 5 利用者が営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、利用許可を受けた利用区分の基本利用料金の額に当該基本利用料金の額の10割に相当する額を加算した額とする。</p> <p><u>6</u> <u>利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、利用許可を受けた利用区分の基本利用料金の額に次の割合を乗じて得た額を加算する。</u> <u>（1）入場料等の最高額が2,000円以下の場合 割増無し</u> <u>（2）入場料等の最高額が2,001円以上4,000円以下の場合 5割</u> <u>（3）入場料等の最高額が4,001円以上の場合 10割</u></p> <p><u>7</u> （略） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略）</p>

議案第12号補助資料 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(揭示等)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学</p>

改正前	改正後
<p>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号に掲げる」を「の同条第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6（略）</p>	<p>前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号に掲げる」を「の同条第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6（略）</p>

議案第13号補助資料 泉南市総合福祉センター条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 老人、<u>障害者及び障害児並びに母子家庭</u>に対して各種の福祉サービスを提供するとともに、さまざまな福祉活動を行う場を提供することによりそれぞれの自立と社会参加への支援を図り、もって地域福祉の向上に寄与するため、泉南市総合福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>母子家庭の母若しくはその子女又は寡婦の生活相談及び技術習得に関する</u>こと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる<u>ものとする</u>。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、別表第1に掲げる施設（以下「<u>附属施設</u>」という。）の夜間利用区分について許可した場合においては、これを午後9時までとする。</p> <p><u>2</u> 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、<u>前項</u>の開館時間を変更することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 老人、<u>障害者、障害児、ひとり親家庭及び子育て世帯</u>に対して各種の福祉サービスを提供するとともに、さまざまな福祉活動を行う場を提供することによりそれぞれの自立と社会参加への支援を図り、もって地域福祉の向上に寄与するため、泉南市総合福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>ひとり親家庭の父、母若しくはその子女又は寡婦の生活相談及び技術習得に関する</u>こと。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 子どもが遊べる拠点事業を行う場を提供すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる<u>ことができる</u>。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、別表第1に掲げる施設（以下「<u>付属施設</u>」という。）の夜間利用区分について許可した場合においては、これを午後9時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定に関わらず、子どもが遊べる拠点事業に提供する施設</u>（以下「<u>乳幼児の遊びの広場</u>」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。</p> <p><u>3</u> 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、<u>前2項</u>の開館時間を変更することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第8条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月第2及び第4日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	<p>(休館日)</p> <p>第8条 センターの休館日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p><u>2 乳幼児の遊びの広場については、前項に加えて毎週火曜日についても休館日とする。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない平日とする。</u></p>
<p>(利用者の範囲)</p> <p>第9条 <u>福祉施設（センターのうち、子育て支援事業に提供する施設及び付属施設を除く施設をいう。以下同じ。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、浴室を利用することができる者については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>市内に住所を有する満60歳以上の者又はその介護者であること。</u></p> <p>(2) <u>市内に住所を有する障害者又は障害児で、これらに係る手帳の所持者若しくはこれと同程度の障害を有する者又はそれらの介護者であること。</u></p> <p>(3) <u>市内に住所を有する母子家庭の母若しくはその子女又は寡婦であること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げる者のほか、指定管理者が特に認めた者であること。</u></p>	<p>(乳幼児の遊びの広場の利用者の範囲)</p> <p>第9条 <u>乳幼児の遊びの広場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>ともに入退場する未就学児及びその保護者（18歳以上の保護者に準ずる者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>前号の未就学児及びその保護者とともに入退場する小学生</u></p> <p>(3) <u>団体利用（保育園、こども園及び幼稚園等の園活動の1つとして利用する者に限る。以下同じ。）する者</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p><u>2 保護者がともに入退場できる子ども（未就学児及び小学生をいう。以下同じ。）の人数は、あわせて3名までとする。</u></p> <p><u>3 乳幼児の遊びの広場内に同時に入場できる子どもの人数は、50名程度とする。</u></p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第10条 <u>福祉施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第10条 <u>福祉施設（センターのうち、子育て支援事業に提供する施設、付属施設及び乳幼児の遊びの広場を除く施設をいう。以下同じ。）を利用しようとする者</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項の許可を受けていない者が第13条第1項の規定による浴室利用料金を支払った場合にあつては、当該利用料金の領収をもって、浴室の利用を許可したものとみなす。</u></p> <p><u>3 付属施設を利用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>4 指定管理者は、前3項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</u></p>	<p><u>は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 付属施設を利用しようとする者並びに乳幼児の遊びの広場を年間パスポート（18歳以上の泉南市民が購入することができ、購入した日から1年間使うことができるものをいう。以下同じ。）利用及び団体利用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず第13条第4項の規定による浴室及び乳幼児の遊びの広場の利用料金を支払った場合（乳幼児の遊びの広場を年間パスポート利用及び団体利用する場合を除く。）にあつては、当該利用料金の領収をもって浴室及び乳幼児の遊びの広場の利用を許可したものとみなす。</u></p> <p><u>4 指定管理者は、前3項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</u></p>
<p>(利用許可の制限)</p> <p>第11条 指定管理者は、福祉施設又は付属施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。</u></p>	<p>(利用許可の制限)</p> <p>第11条 指定管理者は、福祉施設、付属施設又は乳幼児の遊びの広場を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 乳幼児の遊びの広場の団体利用が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第8条で定める休館日であるとき。</u></p> <p><u>(6) その他指定管理者が不適當と認めるとき。</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉施設又は付属施設の利用の許可を取り消し、又はそれらの利用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) <u>福祉施設の利用の許可を受けた者で当該施設を利用する者又は付属施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」と総称する。）がこの条例に基づく条件に違反したとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉施設、付属施設又は乳幼児の遊びの広場の利用の許可を取り消し、又はそれらの利用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) <u>福祉施設、付属施設又は乳幼児の遊びの広場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」と総称する。）がこの条例に基づく条件に違反したとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正前				改正後			
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 福祉施設（浴室を除く。）の利用料金（施設の利用に係る料金をいう。）は、無料とする。</p> <p>2 付属施設、付属設備又は浴室を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 前項の利用料金は、付属施設又は付属設備を利用しようとする場合にあっては利用の許可を受けたときに、浴室を利用しようとする場合にあっては利用の際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第17条 利用者は、福祉施設又は付属施設の利用を終了したとき、又は利用の停止を命じられたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>				<p>(利用料金)</p> <p>第13条 福祉施設（浴室を除く。）の利用料金は、無料とする。</p> <p>2 付属施設、付属設備、浴室及び乳幼児の遊びの広場を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 前項の利用料金は、付属施設及び付属設備を利用しようとする場合並びに乳幼児の遊びの広場を利用（年間パスポート利用及び団体利用に限る。）しようとする場合にあっては利用の許可を受けたときに、浴室を利用しようとする場合及び乳幼児の遊びの広場を利用（年間パスポート利用及び団体利用を除く。）しようとする場合にあっては利用の際に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 利用料金の額は、別表第1から別表第4までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第17条 利用者は、福祉施設、付属施設及び乳幼児の遊びの広場の利用を終了したとき、又は利用の停止を命じられたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>			
別表第1（第7条、第13条関係）				別表第1（第7条、第13条関係）			
区分	単位利用時間帯利用料金	超過1時間につき	冷暖房利用料金（1時間につき）	区分	単位利用時間帯利用料金	超過1時間につき	冷暖房利用料金（1時間につき）

改正前									改正後									
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日			
和室（茶室を含む。）	3,500円	4,600円	5,800円	8,100円	10,400円	13,900円	1,150円	200円		和室（茶室を含む。）	3,500円	4,600円	5,800円	8,100円	10,400円	13,900円	1,150円	200円
研修室（1）	3,500円	4,600円	5,800円	8,100円	10,400円	13,900円	1,150円	200円		研修室（1）	3,500円	4,600円	5,800円	8,100円	10,400円	13,900円	1,150円	200円
研修室（2）	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円		研修室（2）	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円
会議室（1）	2,100円	2,800円	3,500円	4,900円	6,300円	8,400円	700円	150円		会議室（1）	2,000円	2,700円	3,300円	4,700円	6,000円	8,100円	700円	150円
会議室（2）	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円		会議室（2）	2,100円	2,800円	3,500円	4,900円	6,300円	8,400円	700円	150円
技能習得室	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円		会議室（3）	2,700円	3,600円	4,500円	6,300円	8,100円	10,800円	900円	150円
大会議室	9,200円	12,200円	15,300円	21,400円	27,500円	36,600円	3,100円	400円		相談室（1）	900円	1,300円	1,600円	2,200円	2,900円	3,900円	300円	100円

改正前	改正後								
	相談室 (2)	900円	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,900 円	300円	100 円
	相談室 (3)	900円	1,300 円	1,600 円	2,200 円	2,900 円	3,900 円	300円	100 円
	団体活動室 (1)	900円	1,200 円	1,500 円	2,100 円	2,700 円	3,600 円	300円	100 円
	団体活動室 (2)	2,700 円	3,600 円	4,500 円	6,300 円	8,100 円	10,800 円	900円	150 円
	多世代交流スペース	4,700 円	6,300 円	7,800 円	11,000 円	14,100 円	18,900 円	1,500 円	300 円
	技能習得室	2,700 円	3,600 円	4,500 円	6,300 円	8,100 円	10,800 円	900円	150 円
	大会議室	9,200 円	12,200 円	15,300 円	21,400 円	27,500 円	36,600 円	3,100 円	400 円

別表第4 (第13条関係)

改正前	改正後			
	区分		利用単位	利用料金
	最初の2時間まで	大人	1人	200円
	最初の2時間を超えた場合の1時間につき	大人		100円
	年間パスポート	大人		1,000円
	団体利用（最初の2時間まで）	子ども		200円
	団体利用（最初の2時間を超えた場合の1時間につき）	子ども		100円
	<p><u>備考</u></p> <p>1 個人利用又は年間パスポート利用において、利用料金の対象は大人とする。</p> <p>2 乳幼児の遊びの広場を利用する際の最初の2時間については、利用時間が2時間に満たない場合であっても2時間とみなす。また、最初の2時間を超えた場合の1時間につき、利用時間が1時間に満たない場合であっても1時間とみなす。</p> <p>3 団体利用において、利用料金の対象は当該団体に所属する子どもであり、引率する職員及び保護者は無料とする。また、当該団体に所属しないきょうだい児等を連れて入場する場合は、そのきょうだい児等も無料とする。</p> <p>4 年間パスポート利用、団体利用及び第14条で定める減免制度の利用は、一回につき2時間までとする。これを超えて利用する場合は、この表に記載の最初の2時間を超えた場合の1時間につき利用料を支払うものとする。</p>			

議案第14号補助資料 泉南市介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第129条第2項に規定する令和3年度から令和5年度までの各年度において課する保険料(以下「保険料」という。)の額の算定に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>37,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,750円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>56,250円</u></p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「30,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>52,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第129条第2項に規定する令和6年度から令和8年度までの各年度において課する保険料(以下「保険料」という。)の額の算定に係る保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,125円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,000円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,750円</u></p> <p>(4)～(14) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,375円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,375円</u>」とあるのは、「30,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,375円</u>」とあるのは、「<u>51,375円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2</p>

改正前	改正後
<p>号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額を合計して得た額とする。</p>	<p>号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額を合計して得た額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(保険料の賦課額) 第13条 (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第14条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第40条、第42条及び第43条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要す</p>	<p>(保険料の賦課額) 第13条 (略) <u>2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(基礎賦課総額) 第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第40条、第42条及び第43条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額 イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)が行う府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要す</p>

改正前	改正後
<p>る費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号</p>	<p>る費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びワ(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p>

改正前	改正後
<p>及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>)</p> <p>第15条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>は、当該世帯に属する<u>一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額</u> (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額) の合計額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法</u> (昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額) 、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額 (租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額) 、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額) 、同法附則第35条の4第4項に規定す</p>	<p>改正後</p> <p>(基礎賦課額)</p> <p>第15条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法</u> (昭和25年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額) 、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額 (租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額) 、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) 、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の適用がある場合には、その適用後の金額) 、同法附則第35条の4第4項に規定する</p>

改正前	改正後
<p>る先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第40条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第40条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(一般被保険者に係る基礎課額の保険料率)</p>	<p>(基礎課額の保険料率)</p>
<p>第17条 一般被保険者に係る基礎課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>第17条 基礎課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p>	<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p>
<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
<p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額</p>	<p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額</p>

改正前	改正後
<p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p>	<p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、50銭未満の場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の場合は、これを1円に切り上げるものとする。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p>	
<p>第18条 <u>保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u></p>	
<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p>	
<p>第19条 <u>前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。</u></p>	
<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p>	<p>第18条から第21条まで 削除</p>
<p>第20条 <u>第18条の被保険者均等割額は、第17条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</u></p>	
<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p>	
<p>第21条 <u>第18条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	
<p><u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条第1項第3号アに定める額</u></p>	
<p><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第17条第1項第3号イに定める額</u></p>	
<p><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月まで</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>の間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）</u> 第17条第1項第3号ウに定める額</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、<u>第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。</u>）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>（第40条、第42条及び第43条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、<u>府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。）</p> <p>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第24条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</u>は、</p>	<p>改正後</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第22条 第15条の基礎賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第23条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第40条、第42条及び第43条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）</p> <p>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第24条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被</p>

改正前	改正後
<p>当該世帯に属する<u>一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第25条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第26条 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第27条 <u>保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者が同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u></p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第28条 <u>前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、</u></p>	<p><u>保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第25条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第26条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>1円未満の端数があるときは、50銭未満の場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の場合は、これを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p><u>第27条から第30条まで 削除</u></p>

改正前	改正後
<p>第26条第1項第1号の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定) <u>第29条 第27条の被保険者均等割額は、第26条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定) <u>第30条 第27条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第26条第1項第3号アに定める額</u></p> <p>(2) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第26条第1項第3号イに定める額</p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第26条第1項第3号ウに定める額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) <u>第31条 第24条又は第27条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第24条の後期高齢者支援金等賦課額と第27条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第39条及び第40条第1項において同じ。)</u>は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額) <u>第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第40条及び第43条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)</u>の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定し</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第31条 第24条の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額) 第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第40条及び第43条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)</p>

改正前	改正後
<p>た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、<u>小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった<u>若しくは特例対象被保険者等でなくなった</u>場合における当該納付義務者に係る第15条、<u>第18条、第24条若しくは第27条の額</u></p>	<p>た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第33条 (略)</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の介護支援金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、<u>50銭未満の場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の場合は、これを1円に切り上げるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)</p> <p>第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第15条、<u>第24条の額</u>（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者</p>

改正前	改正後
<p>(被保険者数が増加又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第33条の額又は第40条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第42条第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第43条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第18条、第24条若しくは第27条の額若しくは第33条の額又は第40条第1項各号に定める額、第42条第1項に定める第17条若しくは第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号に定める額、第43条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、</p>	<p>に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第33条の額又は第40条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第42条第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第43条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条若しくは第24条の額若しくは第33条の額又は第40条第1項各号に定める額、第42条第1項に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号に定める額、第43条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額)と</p>

改正前	改正後
<p>その額) とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場</p>	<p>する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場</p>

改正前	改正後
<p>合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条の額」とあるのは「第31条の額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条の額」とあるのは「第36条の額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条の額」とあるのは「第31条の額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条の額」とあるのは「第36条の額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第26条」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第40条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>

改正前	改正後
<p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第43条 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条又は第18条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第26条」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第43条 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第40条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規</p>

改正前	改正後
<p>第22条に規定する額を超える場合には、その額) とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第24条又は第27条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、第6項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第6項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p>	<p>定する額を超える場合には、その額) とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、第6項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>(保険料の減免)</u></p> <p><u>第49条 市長は、災害若しくは貧困等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</u></p>	<p><u>(保険料の減免)</u></p> <p><u>第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</u></p> <p><u>(2) 当該年度の所得金額の見込額が、保険料の賦課基準年度の所得額に比し、著しく低下している者</u></p> <p><u>(3) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者</u></p> <p><u>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</u></p> <p><u>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者</u></p> <p><u>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</u></p> <p><u>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</u></p> <p><u>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、納期限までに申請ができないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、納期限が経過した後においても申請することができる。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</u></p>	<p><u>合の組合員</u></p> <p><u>(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</u></p> <p><u>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</u></p> <p><u>(4) その他特別の理由のある者</u></p> <p><u>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。</u></p>

議案第16号補助資料 泉南市漁港管理条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、法第26条の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、法第26条の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第17号補助資料 泉南市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

議案第18号補助資料 泉南市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正前	改正後																																
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">団長及び副団長</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>12,440円</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>13,320円</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,790円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,670円</u></td> </tr> </table>	(略)				団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">団長及び副団長</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> </table>	(略)				団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
(略)																																	
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																														
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																														
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																														
(略)																																	
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																														
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																														
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																														

